

令和8年度特別史跡恭仁宮跡における埋蔵文化財調査に係る土砂掘削作業委託
についての一般競争入札参加資格審査申請書記入要領

1 一般競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）

法人、個人とも提出してください。

なお、法人にあつては、必ず法人印及び印鑑登録をしている代表者印（権限を営業所長等に委任される場合も、委任者である代表者名で申請書を作成してください。）の押印をお願いします。

2 商業登記事項証明書

法人は、申請日の3箇月以内に証明されたもの（原本）を提出してください。

3 定款

法人は、定款（コピー可）を提出してください。

4 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

個人は、本籍地のある市区町村で申請日の3箇月以内に証明されたもの（原本）を提出してください。

5 成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書

個人は、法務局で申請日の3箇月以内に証明されたもの（原本）を提出してください。

6 府税納税証明書

法人、個人とも申請日の3箇月以内に証明されたもの（原本）を提出してください。

納税証明内容は、京都府に納める府税（個人住民税を除く。）のみ対象としています。（国税等については不要です。）府税には延滞金などの附帯金を含みます。

（府税納税証明書の請求・交付場所）

営業所等の所在地	請求・交付場所
京都府内のみ	各府税事務所
京都府内と他の都道府県	各広域振興局税務室・府税出張所 京都府庁税務課
他の都道府県のみ	不要 （ただし、京都府において課税された府税がある場合は、各府税事務所、各広域振興局税務室、府税出張所又は京都府庁税務課）

7 消費税及び地方消費税納税証明書

法人、個人とも事業所所在地の税務署において、申請日の3箇月以内に証明されたものの（原本）を提出してください。

8 財務諸表

法人は、審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表を提出してください。（写し可）

9 所得税の確定申告書

個人は、令和5年分の所得税の確定申告書の写しを提出してください。

10 営業経歴書（第3号様式）

法人、個人とも令和8年1月1日現在のものを提出してください。

（1）申請者

法人にあつては、代表権を有している者を記入してください。

（2）直接取引を希望する支店等

権限を支店長又は営業所長等に委任する場合に記入してください（委任状の提出が必要です。）。

（3）営業種目

実際に営業している種目をすべて記入してください。

比率については、合計が100%になるように記入してください。

（4）営業所等の設置場所等

京都府内に営業所等を設置している場合のみ、記入してください。なお、府内に営業所等が複数ある場合は、今回の業務に関わる営業所等を1箇所記入してください。

11 営業実績調書（第3号様式）

法人、個人とも令和8年1月1日現在のものを提出してください。

（1）営業年数

現組織に変更した年月については、個人から法人へ変更した場合や社名変更した場合等に記入してください。

（2）従業員数

常勤の従業員数を記入してください（非常勤を除きます。）。

（3）営業実績

法人の場合は、直前の2営業年度の売上高の平均額を記入してください。

個人の場合は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの売上金額と令和7年1月1日から令和7年12月31日までの売上金額の平均値を記入してください。

（4）直前の営業年度の契約実績

取引実績について、大口の取引順に記入してください。

(5) 2 営業年度前の契約実績

取引実績について、大口の取引順に記入してください。

(6) 自己資本金（法人のみ記入）

直前の営業年度の財務諸表に基づき、決算確定後（利益処分後）額で記入してください。

(7) 損益状況（法人のみ記入）

直前の営業年度の財務諸表に基づき記入してください。

(8) 経営状況（法人のみ記入）

直前の営業年度の財務諸表に基づき記入してください。

12 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧（第4号様式）

法人、個人とも、もれなく実績をできる範囲で詳細に記入してください。

なお、契約書の写し（営業実績に記載したものから任意の1件を1部）を提出してください。

13 取引使用印鑑届（第5号様式）

法人、個人とも提出してください。

京都府教育委員会と取引する際に使用する印鑑を届け出てください。

なお、法人で委任状（第6号様式）の提出がある場合は、受任者の印鑑を届け出るようになりますが、届出者は委任者である代表者ですので注意してください。

※ 公的機関の証明は必要なく、申請者（法人、個人とも）の届出書類です。

14 委任状（第6号様式）

法人、個人とも権限を営業所長等に委任する場合には提出してください。

15 京都府暴力団排除条例に係る誓約書

法人、個人とも提出してください。

なお、法人にあつては、必ず法人印及び印鑑登録をしている代表者印（権限を営業所長等に委任される場合も、委任者である代表者名で誓約書を作成してください。）の押印をお願いします。